

メキシコ 司法改革における憲法改正の主な内容

<税務問題に関する裁判の裁定早期化>

憲法 17 条を改正し、行政裁判所、初等地区裁判所、高等管区裁判所、あるいは最高裁判所は、所管当局が税務問題に関して認知してから、最長 6 か月以内に裁定を下さなければならない。

<連邦裁判官審議会を廃止し、新機関を創設>

憲法 94 条を改正し、新たに連邦司法の予算作成・裁判所の運用などの運営に関する司法行政機関を創設し、司法府の職員に関する規律に関する司法規律裁判所を創設する。憲法 100 条を改正し、特に司法規律裁判所は国民投票によって 5 名が選出され、任期は 6 年となる。司法規律裁判所は職権または申し立てにより、法律で定める事項の他、捜査の開始を明示、重大な違法行為又は法律が犯罪と定める事実に関する手続きを提起し、予防措置および拘束措置を命じることができる。また、法律、司法行政または客観性、公平性、独立性、専門政党の原則に反する行為または不作為を行った裁判官を制裁することができる。

<最高裁判所判事および他裁判所裁判官に対する公選の実施>

憲法 94 条を改正し、最高裁判所判事は 11 名から 9 名に削減され、最高裁判所長官は 2 年ごとに交代される。憲法 96 条を改正し、行政府・立法府・司法府はそれぞれ評価委員会を設立し、10 名の候補者リストを作成した上で男女平等を維持しながら抽選により、各府の指名数に合わせて調整する。行政府は大統領を通じて 3 名以内の候補者を指名、立法府は下院が 1 名、上院が 2 名の計 3 名以内の候補者を指名、司法府は最高裁判所本会議において 6 票の過半数により 3 名以内の候補者を指名する。それぞれ承認後に上院に送り、国家選挙管理委員会（INE）が国民投票の選挙手続きを行う。国民投票での得票数に応じて、5 人が 11 年、4 人が 8 年の任命期間を与えられ、男女比は女性を 5 人まで、男性を 4 人まで選出することができる。

る。初の選挙は 2025 年 6 月 1 日に行われる。

司法規律裁判所、高等管区裁判所、初等地区裁判所裁判官においても国民投票によって選挙が行われる。

<アンパロ訴訟における効果範囲の限定>

憲法 107 条を改正し、アンパロ手続きにおいて言い渡される判決は、要請した申立人のみにアンパロ保護することに限定されるものとする。

高等管区裁判所の再判決または最高裁判所の判例によって一般規則の違憲性が確立された場合、最高裁判所長官は一般規則を発出した官庁に通知をしなければならない。意見の問題が克服されないまま 90 日暦日が経過した場合、最高裁判所は 6 票の多数決で承認されることを条件に、一般効力を有する意見宣言を発令する。